



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下「洪水浸水想定区域」という)と浸水上の浸水に発生する水深を算出した区域(以下「浸水想定水深区域」という)を示す。なお、浸水想定水深区域は、河川法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合には想定される水深も表示している。

(2) この洪水浸水想定区域は、当該河川の「2基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河床及び洪水調節施設の整備状況と勘案して、標準的な規模降雨により「2基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前線と異なる降雨による規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する可能性や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和元年 月 日

(3) 指定の河川延長 第24条第1項

(4) 条例指定河川 千種川水系高瀬川、加屋川、加屋川支流、新川、長谷川、矢野川、小野川、越下川、神川、高田川、安室川、墨ヶ原川、野野川、大野川、鶴谷川、形見川、カサヅ川、若木川、福野川、新屋川、大田川、黒山川、松山川、大池川、徳川川、藤安川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支流)、滝川、東谷川、東谷川、長谷川(佐用川支流)、鹿川、滝谷川(佐用川支流)、東谷川、滝谷川、大下り川、徳谷川、真島川、赤瀬川、鎌倉川、墨ヶ原川、新谷川(佐用川支流)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、徳島谷川、矢野川(志文川支流)、西山川、若野川、河内川、西河内川(千種川上流)(指定河川延長延長)

(5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、定次川、関原町、相主市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、赤穂市

(6) 関係河川 千種川水系高瀬川、加屋川、加屋川支流、新川、長谷川、矢野川、小野川、越下川、神川、高田川、安室川、墨ヶ原川、野野川、大野川、鶴谷川、形見川、カサヅ川、若木川、福野川、新屋川、大田川、黒山川、松山川、大池川、徳川川、藤安川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支流)、滝川、東谷川、東谷川、長谷川(佐用川支流)、鹿川、滝谷川(佐用川支流)、東谷川、滝谷川、大下り川、徳谷川、真島川、赤瀬川、鎌倉川、墨ヶ原川、新谷川(佐用川支流)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、岩井谷川、徳島谷川、矢野川(志文川支流)、西山川、若野川、河内川、西河内川(千種川上流)(指定河川延長延長)

(7) その他の計算条件

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・高水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を算出したものである。そのため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・高水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防を破れ、堤防が無い区域においては溢水となる場合の浸水想定区域を算出したものである。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザ測量より求めた平均地形高を使用している。このため地形による影響が算出されない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、基礎地盤高(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水深から、5mメッシュの地形高を差し引いたものを最大浸水深として図示しています。

凡 例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)
0.5m未満の区域
0.5m以上3.0m未満の区域
3.0m以上5.0m未満の区域
5.0m以上10.0m未満の区域
10.0m以上20.0m未満の区域
市町境界
洪水浸水想定区域指定の対象となる河川

